

令和6年度第2回小平市防災会議要録

1 開催日時

令和6年10月29日（火）午後2時00分から午後3時00分まで

2 場所

小平市役所 6階大会議室

3 出席状況（会長除く。）

委員数33人（出席者30人（代理者含む。）、欠席者3人）

4 議題

議案第1号 小平市地域防災計画（令和7年修正）素案について

5 その他

(1) 小平市地域防災計画（令和7年修正）素案に係るパブリックコメントの実施について

(2) 小平市地域防災計画修正に係るスケジュールについて

6 報告

小平市消防団広報誌の作成について

7 傍聴人

なし

8 会議内容

○開会挨拶

【司会（防災危機管理課長）】

本日は、ご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年度第2回小平市防災会議を開会させていただきます。

本日の会議の司会を務めさせていただきます防災危機管理課長の関口でございます。よろしくお願いたします。

恐縮ではございますが、これより着座にて、進行させていただきます。

それでは、会議の開催にあたり、配布資料の確認をさせていただきます。

1つ目は、「令和6年度第2回小平市防災会議次第」でございます。

2つ目は、「防災会議席次表」でございます。

3つ目は、「令和6年度 第2回小平市防災会議 出欠表」でございます。

4つ目は、「資料1 小平市地域防災計画（令和7年修正）（素案）について」でございます。

5つ目は、「資料2 小平市地域防災計画（令和7年修正）の主な修正内容」でございます。

6つ目は、「資料3-1 防災会議委員からのご意見等」でございます。

7つ目は、「資料3-2 修正後の素案（案）の抜粋」でございます。

以上7点の資料となります。不足等ございませんでしょうか。

本日の会議でございますが、開催状況の記録を残すために、録音をさせていただきます。

それでは次第に従いまして、進行させていただきます。

次第2、「会長挨拶」でございます。小林市長からご挨拶を申し上げます。

○会長挨拶

【会長（市長）】

皆様こんにちは。

本日はお忙しい中、第2回小平市防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日の総合防災訓練をはじめといたしまして、市の防災行政、また市政全般に渡りまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、この場を借りて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、本日の議題にあります、小平市地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づきまして、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、小平市防災会議が策定するものでございます。

災害対応に至っては、能登半島地震から市民の皆様も非常に高い関心を持っていらっしゃると思います。

しかしながら、小平市においては、平らであることで、市民の皆様の日頃の準備というところについては、意識を高めていくということが難しいという課題もございます。

そうした中、本日ご出席の皆様方のお力をお借りして、小平市全体の防災力を向上させていきたいと思っております。

本日の議題の地域防災計画の修正については、第1回の防災会議において、修正する旨ご報告をさせていただいたところでございますが、本日は令和7年修正案としてお示しをさせていただきます。皆様方にご審議をいただきます。

ぜひ会議の発展のためにも、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（防災危機管理課長）】

ありがとうございました。

次に3「議題」でございますが、防災会議運営規程に基づき、会議の議事は会長が主宰することとなっております。

議事の進行につきましては、会長であります小林市長にお願いいたします。

○議題

【会長（市長）】

それでは議事に入ります。

議案第1号「小平市地域防災計画（令和7年修正）素案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局（計画調整担当係長）】

あらためまして、防災危機管理課の小林と申します。よろしくお願ひいたします。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、「小平市地域防災計画（令和7年修正）素案について」を説明いたします。

説明が長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

資料1をご覧ください。

議案1では、資料1、3ページの「6 主な修正内容」まで説明させていただきます。

はじめに「1 計画修正の背景」でございます。

東京都防災会議は、令和4年5月に首都直下地震等による東京の被害想定を公表し、10年ぶりに被害想定を見直すとともに、新たな被害想定を踏まえ、令和5年に東京都地域防災計画（震災編）の修正を実施しました。

これらのことから、東京都地域防災計画などの各種計画等との整合を図りつつ、近年の法律改正等を反映し、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えと、災害発生時に市民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にする、より実効性のある地域防災計画にするため、令和5年度より修正を開始いたしました。

なお、計画の修正に当たりまして、令和5年8月1日の防災会議において提示させていただきました、「小平市地域防災計画の修正方針」を定めております。

2の「計画の位置づけ」でございます。

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき修正を行うものでございます。また、計画の修正に当たりましては、「小平市第四次長期総合計画」や、他の個別計画との整合にも留意しながら、修正を進めております。

3の「計画対象期間」でございます。

本計画につきましては、その対象期間を公表の日からとし、毎年検討を加え、必要と認めるときに修正していくものとしております。

4の「素案作成の経緯」でございます。

(1)の「防災会議」でございますが、災害対策基本法第42条に基づき、小平市防災会議において、本計画の検討及び決定をいたします。

(2)の「市民からの意見・要望の収集」でございますが、①として、本計画の策定に当たり、令和5年度に地域懇談会を計4回実施いたしました。

「避難所運営、自助・共助の視点からの防災対策等」及び「女性の視点からの防災対策」の2つのテーマを設定し、延べ66人の方々にご参加いただき、在宅避難のための備えや普段からの近所付き合いの重要性、避難所運営マニュアルに関する事など、ご意見をいただきました。

②として、外国人の災害に関する知識や防災対策の現状、課題等を把握するため、9人の外国人に対しインタビューを実施いたしました。インタビューでは、防災に関する情報収集の方法や、備蓄方法等の周知について意見がございました。

③として、災害時協力協定を締結している市内企業及び私立学校との意見交換では、合同訓練の実施や、情報提供内容の充実、具体的な協定内容への見直しなどについて意見がございました。

(3)の「庁内体制」でございますが、庁内の防災体制について検討を行うため、横断的な検討体制を確保いたしました。連絡調整会議につきましては、総務部危機管理担当部長を会長とし、小平市災害対策本部条例施行規則第6条第2項に規定する災対各部の班長31人を委員として構成し、検討を行ってまいりました。

また、連絡調整会議の下部組織として、総務部防災危機管理課長を部会長とした、「調査研究部会」を設置し、より実務的な研究、分析等を行ってまいりました。

2ページ目をご覧ください。

「5 素案の概要」でございます。

今回の令和7年修正におきましては、これまでの、震災編、風水害編、原子力災害編、火山災害編に加えて、新たに大規模事故編を追加しております。

素案の構成につきましては、記載のとおりでございます。今回の修正にあたり、章立ての変更はございません。

なお、資料編につきましては、災害各本編と整合を図るための修正であることや、既に締結している防災協定一覧や内容、各種様式など、防災対策の方針等を示すものではないことから、パブリックコメントの対象から除外しております。皆様へは、2月開催の第3回防災会議の際にお示しさせていただき、ご審議いただく予定でございます。

次に、「6 主な修正内容」でございます。

資料2「小平市地域防災計画（令和7年修正）主な修正内容」をご覧ください。

初めに、「震災編」でございます。

修正の視点といたしましては、令和5年東京都地域防災計画（震災編）の反映、令和4年修正以降の法律等の改正の反映、庁内の防災体制の見直しでございます。

主な修正内容について説明いたします。

第I部の第2章「小平市の概況と被害想定」でございます。本日ご持参いただきました、小平市地域防災計画素案の案のI-3ページから9ページをご覧ください。こちら

では、小平市の概況として、気象情報や、小平市の人口・産業構造などの基礎的データを記載していますので、時点更新を行っております。

I-10 ページをご覧ください。I-10 ページ以降の被害想定におきましては、本計画の想定する地震を記載しておりますので、その内容を、令和4年に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、発生した場合に本市に最も影響があるとされる、「多摩東部直下地震」及び「立川断層帯地震」とし、被害想定を更新しております。

第4章「令和7年修正の概要等」でございます。素案の案のI-20 ページをご覧ください。新たな被害想定に対して、東京都地域防災計画との整合性を図り、3つの対策の視点と分野横断的な視点を規定いたしました。

また、第5章「被害軽減と都市再生に向けた目標」でございますが、I-23 ページから25 ページをご覧ください。新たな減災目標を「2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」へ見直し、この目標達成のため、各対策の視点について、目標とすべき指標を一覧のとおり定めました。

次に、第Ⅱ部第1章「市民、事業者、市の基本的責務と役割」です。

「① 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ」でございます。Ⅱ-1 ページの左ページをご覧ください。第Ⅱ部の各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められます。各施策の関係について、重要な活動を発災後の時間軸に分類し、それぞれの関連のイメージを示したものでございます。

「② 災害対策本部の編成や分掌事務を見直し」でございますが、素案の案のⅡ-6 ページをご覧ください。6 ページから11 ページにかけて、災害時の各課の分掌事務が記載されております。

班員構成として、災害対策本部である市庁舎及び防災拠点となる避難所の応急危険度判定は、迅速に応急対策活動を遂行するためにも、速やかに実施しなければならないことから、建築協力班を建築班に統合するとともに、建築班以外の各班のうち、被災建築物応急危険度判定員養成講習会を受講した職員は、建築班の分掌事務「1 市有建物の応急危険度判定に関すること。」に限り従事することを規定いたしました。

また、組織改正により、健康推進課の保健師数が減員したことや、各専門分野の保健師が1つの災対班で活動することにより、知見やノウハウを共有する体制が構築でき、効果的な保健活動へ繋がることを目指し、こども家庭センターの保健師を救護班の班員に位置付けました。

分掌事務につきましては、令和6年の防災基本計画の修正において、車中泊等の避難所外で避難生活を送る避難者への支援が規定されたことから、Ⅱ-10 ページ社会教育班に追加しました。市としましては、車中泊等は、引き続き、エコノミークラス症候群などの健康被害が懸念されるほか、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されることから抑制する方向性でございますが、車中泊等が発生した場合の対応として、分掌事務に規定したものでございます。

次に、第2章「市民と地域の防災力向上」でございます。

「① マンション防災を追加」でございます。Ⅱ-21 ページ、23 ページ、31 ページ、39 ページをご覧ください。小平市内にもマンション等が増加してきており、マンション住居特有の防災対策をとる必要があることから、「マンション防災」について新たに記載しました。

「③ 語学ボランティア・災害ボランティア派遣要請の流れを修正」でございますが、Ⅱ-38 ページをご覧ください。両ボランティアの派遣要請のスキームにつきまして、令和5年修正の東京都地域防災計画を踏まえて、関係機関への意見照会を行ったうえで、市の実態に即した形で整理を行ったものでございます。

次の、第3章「安全な都市づくりの実現」及び第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」につきましては、記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」でございます。

「① 市の初動対応の見直し」でございます。Ⅱ-97 ページ、111 ページ、112 ページをご覧ください。市の初動対応につきまして、新たな被害想定、東京都及び東京消防庁などの基準を参考に見直しを行いました。市職員の自動参集基準、職員配備態勢の発令要件、緊急初動要員の出動につきまして、それぞれ、震度の区分を震度5強なら震度6弱へと1段階引き上げを行っております。このことにつきましては、全庁的に調査を実施し、変更により各種業務に不都合は生じないものと確認しております。

「② 災害対策本部室が被災した場合の代替施設について明記」でございますが、Ⅱ-108 ページ、109 ページをご覧ください。市災害対策本部を設置する本庁舎が被災した場合の代替施設として、福祉会館前市民広場に建築予定の新建物などを明記しました。

「④ 応援協力・派遣要請について記載内容の充実」でございます。Ⅱ-116 ページ、117 ページをご覧ください。近年の災害の教訓からも、災害時は被災自治体のみで対応することは困難であり、積極的に人的支援を受けることで、的確な災害対応につながるものが指摘されていることから、受援ニーズを的確に把握する体制として、応援要請と応援の受入れの手順を追加し、受援調整会議の設置を規定しました。

また、Ⅱ-102 ページの下段をご覧ください。能登半島地震を踏まえた令和6年の防災基本計画の修正において、応援職員の宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化が示されたことから、予防対策にその旨を追記しました。応援職員の宿泊施設につきましては、原則、応援側で確保するよう要請しますが、確保が困難となる場合も想定し、応援職員に対して紹介できるホテルや公共施設の空きスペース等、また、施設の提供が可能な民間事業者との災害時協力協定の締結を図り、リスト化に努めることを記載しております。

次に、第6章「情報通信の確保」でございます。

「① ドローンを活用した被害状況等の収集を追加」でございますが、Ⅱ-130 ページをご覧ください。市本部における被害状況の収集体制につきまして、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努め

ることを記載いたしました。

次の、第7章「医療救護・保健等対策」につきましては、記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、第8章「帰宅困難者対策」でございます。

「① 帰宅困難者対策の強化」でございますが、Ⅱ-169 ページ、172 ページ、176 ページをご覧ください。東京都が開発している「帰宅困難者オペレーションシステム」について記載しております。本システムは令和6年度末から正式運用されることが予定されております。本システムは、一時滞在施設の開設要請や帰宅困難者の受入れ状況把握、LINEによる受付ができるほかにも、GPSによる人流データやSNSからの投稿を参考とした被害状況の収集、鉄道の運行情報などが確認できるシステムとなっております。

「② 一時滞在施設に関する情報を追加」でございますが、Ⅱ-168 ページをご覧ください。一時滞在施設として、都立高等学校、都税事務所のほか、令和5年4月に協定を締結しました小平市民文化会館、また、今年度中の協定締結に向けて手続きを進めております、アトラスタワー小平小川、トヨタモビリティ東京株式会社小川店につきまして、記載しております。

次に、第9章「避難者対策」でございます。

「② 避難行動要支援者対策の強化」でございますが、Ⅱ-187 ページをご覧ください。

個別避難計画の策定として項目立てを行い、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な方を、個別避難計画の優先作成の上位とし、個別避難計画を作成する中で、日頃から利用している福祉避難所へ直接避難できる体制の構築に努めることを追記いたしました。

「③ 避難の基本を追加」でございます。Ⅱ-193 ページをご覧ください。日頃から様々な機会を捉えて周知している内容でございますが、改めて基本について記載したものでございます。

「④ 避難誘導について記載内容の充実」でございますが、Ⅱ-194 ページ、195 ページの各表にありますとおり、避難指示等の発令や警戒区域の設定権者と根拠法令等の整理を行いました。

「⑥ 避難所における良好な生活環境の確保を推進」でございます。こちらは、Ⅱ-191 ページ 避難所の整備、Ⅱ-201 ページ 避難所運営マニュアル作成の視点において追記しておりますので、ご覧ください。パーティションや段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置や衛星インターネットの整備につきましては、令和6年の防災基本計画修正において、能登半島地震を踏まえて追記されたものでございます。段ボールベッド等は、保管するスペース確保の課題もありますことから、他の自治体との災害時相互応援協定や、民間事業者との災害時協力協定の締結により整備を進めてまいります。

「⑦ 避難所外で避難生活を送る避難者への支援の強化」でございますが、Ⅱ-192 ページ、202 ページをご覧ください。避難所外避難者につきましては、先ほどの第1章の

市の事務分掌における説明のとおり、防災基本計画の修正を踏まえて支援策について記載しておりますが、市では、車中泊やテント泊はエコノミークラス症候群の発症や、天候により体調を悪くすること等から推奨しておりません。避難所外避難者の体調を確認するため、その所在を把握する必要があります。発災後は、応急危険度判定や住家被害認定調査等、様々な用途により市内に出る職員がいるため、市職員をはじめ、自主防災組織等多様な職種による方々から情報収集することを追記いたしました。

次の、第10章「物流・備蓄・輸送対策」につきましては、記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、第12章「住民の生活の早期再建」でございます。

「① 災害用トイレの確保等の強化」でございますが、Ⅱ-226 ページをご覧ください。災害用トイレは、これまで、約75人当たり1基としていましたが、約50人当たり1基などとし、災害用トイレの確保基準を見直しました。加えて、トイレカーなど、新たな災害用トイレの確保策の取り組みについて記載いたしました。

「③ がれきの仮置場候補地の選定要件を追加」でございますが、Ⅱ-227 ページをご覧ください。こちらの内容は、国が示している内容や、令和6年3月策定の小平市災害廃棄物処理マニュアルに基づき、追記したものでございます。

また、「住家被害認定調査の調査区分等を追加」でございますが、Ⅱ-231 ページをご覧ください。こちらの内容につきましても、国が明確化したため、追記したものでございます。

「⑥ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を追加」でございます。Ⅱ-243 ページをご覧ください。屋根等に被害を受けた被災者の住家へブルーシート等の展張を行うことで、雨水の侵入等を防ぎ、住宅の損傷被害の拡大を防止することを目的に、災害救助法で新たに規定されたことから、東京都協議における意見を踏まえて、追記したものでございます。

次に、第Ⅳ部の「南海トラフ地震等防災対策編」は新設になります。昨年度東京都より、東海地震対策について、各自治体の判断により削除してよいとの見解が示されたため、東海地震対策を削除し、南海トラフ地震対策に変更いたしました。小平市は南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないこと、また、想定される被害も多摩東部直下地震等に比べ小さいと想定されておりますが、南海トラフ地震が発生した場合には、社会的影響が大きいため、規定することにいたしました。

以上が震災編の主な修正内容となります。

続きまして、風水害編でございます。

風水害編の修正の視点といたしまして、令和4年修正以降の法律等の改正の反映、東京都水防計画（令和6年度）の反映となっております。

主な修正内容でございます。

風水害編では、令和5年2月に石神井川が「水位周知河川」から「洪水予報河川」として運用開始されたことに関する変更が大きなものとなっております。洪水予報河川に

関する情報につきましては、第4章のⅡ-17ページ以降に記載しております。

その他、第Ⅱ部第1章の「① タイムラインを作成」でございますが、A3サイズになっておりますⅡ-3ページをご覧ください。災害の発生する状況を予め想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」に着目し、大型台風の接近・上陸に伴う石神井川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムラインを作成しました。

第4章「水害に強いまちづくりの推進」の「③ 強風対策について規定」でございますが、Ⅱ-15ページ、24ページ、25ページをご覧ください。小平市の特徴として大きな木が多く、強風時は倒木等で道路閉鎖や電線の切断などの被害が想定されることから、強風や竜巻等の強風被害についての対策を追加いたしました。

第9章「避難者対策」の①、②の自主避難に関する内容でございますが、Ⅱ-50ページ、54ページをご覧ください。小平市におきましても、令和元年度の台風第19号が接近・上陸した際には、市内3か所で自主避難所を開設しました。年々台風災害の危険性が増大している中、事前避難を希望する市民の方からの問い合わせ状況を踏まえて、その重要性を鑑み、追加した内容でございます。

「④ 避難誘導について記載内容の充実」でございますが、震災編と同様に、避難指示等の発令や警戒区域の設定権者と根拠法令等の整理を行いました。また、Ⅱ-56ページの警戒レベルごとの避難情報一覧には、警戒レベル相当情報として防災気象情報を追記いたしました。

以上が風水害編の主な修正内容となります。

次に、「原子力災害編」と「火山災害編」についてですが、震災編の修正などに伴う簡単な文言修正のみで、内容につきましては、東京都地域防災計画が修正されていないことから、修正はございません。

最後に、「大規模事故編」でございます。市域における大規模な火災、爆発、車両の衝突事故のような、社会的に大きな影響を及ぼす、またはその可能性がある大規模な事故災害に対して、予防、応急対策及び復旧を実施し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、東京都地域防災計画を踏まえ、新規に作成いたしました。

以上が、小平市地域防災計画（令和7年修正）素案の主な修正内容でございます。

最後に、本防災会議に先立ちまして、防災会議委員の皆様へ素案の案の意見照会をさせていただきます。頂きましたご意見等につきましては、本日配布しております資料3-1に一覧としてまとめ、回答をさせていただきます。また、資料3-2は、ご意見を反映し、修正を行った該当ページとなります。ご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【会長（市長）】

ただいま提案いたしました議題につきまして、質疑をお受けいたします。
なお、ご質問には、事務局が答えます。何かございますか。

質問等がないようですので、それでは、当議題につきまして、承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、当議題につきまして、承認されました。
議案は以上でございます。
事務局に司会を返します。

【司会（防災危機管理課長）】

つづきまして、次第4「その他」でございます。

1つ目、「小平市地域防災計画（令和7年修正）素案に係るパブリックコメントの実施について」、及び2つ目、「小平市地域防災計画修正に係るスケジュールについて」、事務局より一括してご説明いたします。

【事務局（計画調整担当係長）】

それでは、その他の2件について報告させていただきます。

お手元の資料1「小平市地域防災計画（令和7年修正）（素案）について」の「7 市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施」をご覧ください。

はじめに、パブリックコメントの趣旨でございますが、小平市自治基本条例第10条第1項に「長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更を行う場合には、市民が参加をする機会を保障すること」としておりますことから、これに基づきパブリックコメントを実施し、広く市民意見を聴取するものでございます。

パブリックコメントの期間でございますが、令和6年11月20日（水）から12月19日（木）まで実施いたします。意見の提出方法は、市ホームページ・電子メール・ファクシミリ・送付又は持参といたします。素案の閲覧場所は、市ホームページ・防災危機管理課・市政資料コーナー、東部・西部出張所でございます。市民の皆様への周知につきましては、市報11月20日号及び市ホームページに掲載する予定でございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

「8 今後の予定」をご覧ください。

令和7年2月19日に開催予定の第3回防災会議において、パブリックコメントでいただいた意見等について報告させていただくとともに、パブリックコメントの結果を踏まえて作成した成案について、最終のご審議をいただく予定でございます。

その後、製本を行い、3月中に公表する予定でございます。

報告は、以上でございます。

【司会（防災危機管理課長）】

その他事項に関する説明につきましては以上となります。

ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

また、委員の皆様からご報告事項等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは事務局より1点情報提供をさせていただきます。

【事務局（課長補佐兼消防担当係長）】

防災危機管理課の杉本です。消防団の担当をしております。

情報提供につきましては、机上に配布しております、消防団広報誌についてです。

こちらは、消防団の主な活動記録を掲載したもので、今年度初めて作成した広報誌となります。

令和5年度から令和6年度にかけての消防団活動を掲載しておりますので、ご参考まで配付をさせていただきました。情報提供は以上です。

【司会（防災危機管理課長）】

それでは事務局からの情報提供は以上となります。

以上をもちまして、令和6年度第2回小平市防災会議を終了させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。